

難病とは・・・

(難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条)

- ・発病の機構が明らかではなく
- ・治療法が確立していない
- ・希少な疾病であって
- ・長期の療養を必要とするもの

指定難病(医療費助成の対象)とは・・・

(難病患者に対する医療等に関する法律 第5条)

難病のうち、以下の要件を全て満たすもの

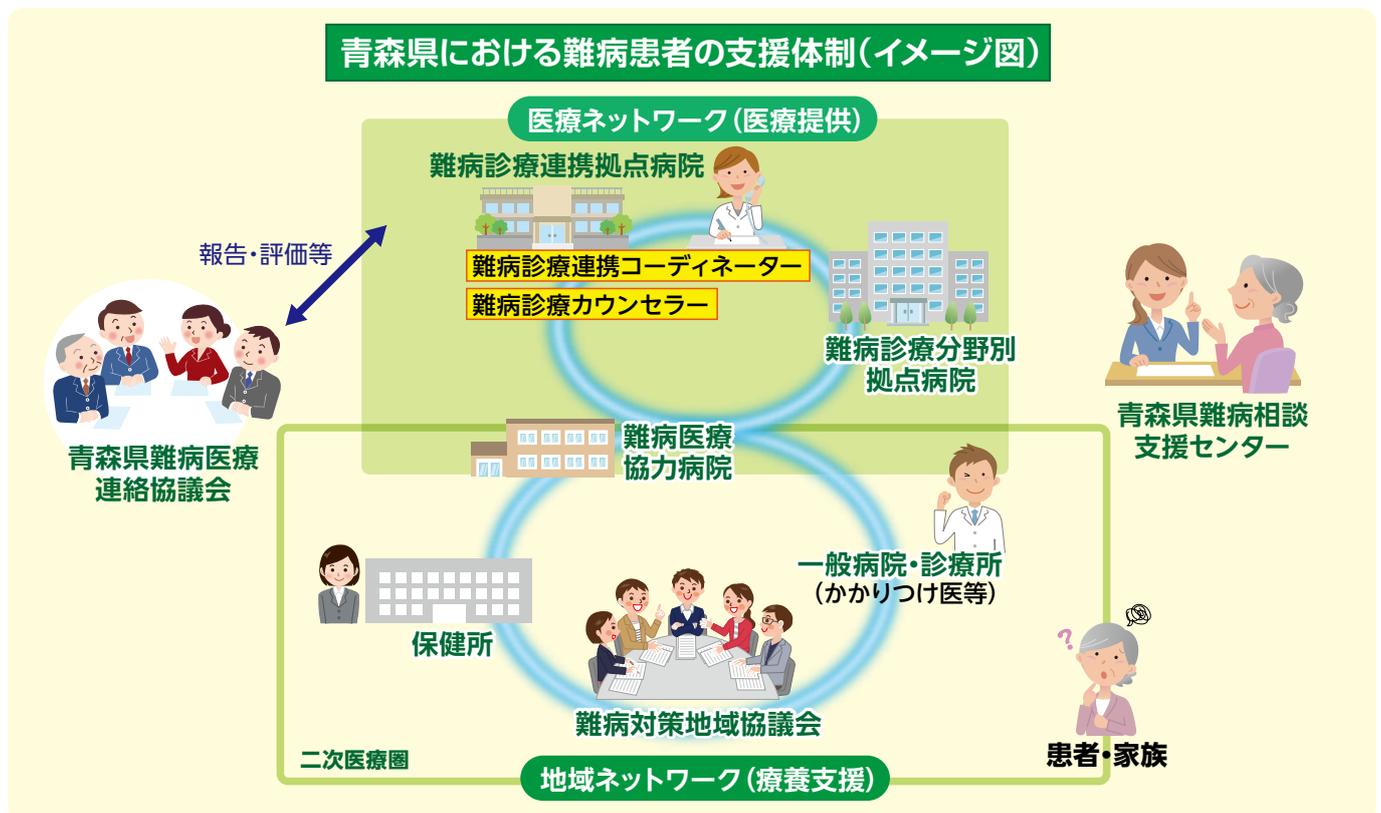
- ・患者数が本邦において一定の人数(人口の0.1%程度)に達しないこと
- ・客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が確立していること

青森県の難病医療提供体制について

難病は診断までの経過に時間を要することが多く、医療機関を受診し診療を受けていても、なかなか診断がつかないこともあります。青森県では、早期診断の体制整備、身近な医療機関で治療継続ができるよう療養環境、医療提供体制の整備を行うため、青森県難病医療ネットワーク運営事業を行っています。

青森県難病医療ネットワーク運営事業とは・・・

この事業は、難病患者に対する良質で適切な医療の確保を図るとともに、難病患者とその家族が住み慣れた地域で治療と療養ができる環境を整えるため、地域における医療・福祉・行政等が連携し、難病医療や療養に関する相談支援、早期診断及び治療継続等の医療提供体制の構築を行っています。



青森県難病医療連絡協議会 (事務局) 青森県健康福祉部保健衛生課…………… 青森市長島1丁目1-1

※令和3年4月1日から、事務局が青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課になります。

難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院 難病医療協力病院

青森県では、県内の難病医療の拠点として早期診断を担う難病診療連携拠点病院、早期診断、専門的な治療等を担う難病診療分野別拠点病院、身近な医療機関での治療継続を支援する機能を担う難病医療協力病院(二次医療圏に1か所)を指定しています。



医療機関名

所在地

難病診療連携拠点病院		青森県立中央病院	青森市東造道2丁目1-1
難病診療分野別拠点病院		弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53
難病医療協力病院	青森地域	独立行政法人国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野155-1
	津軽地域	津軽保健生活協同組合健生病院	弘前市扇町2丁目2-2
	八戸地域	八戸市立市民病院	八戸市田向3丁目1-1
	西北五地域	つがる西北五広域連合つがる総合病院	五所川原市字岩木町12-3
	上十三地域	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8
別	下北地域	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	むつ市小川町1丁目2-8